

凡 例

一 本輯ヲ分チテ次ノ五編トス。

- 1 編 農 業
- 2 編 養 蚕 業
- 3 編 畜 産 業
- 4 編 林 業
- 5 編 水 産 業

二 本輯ハ當課ニ於テ改正農林水産業調査規則(昭和十五年十一月二十  
 八日農林省令第百十一號農林水産業調査規則—以下單ニ規則ト称  
 ス)ニ依リ調査セシ主トシテ昭和十七年ノ農林水産業ニ關スル各  
 種ノ統計ヲ一括輯録シタリト雖モ昭和十七年ノ事實調査未了ノモ  
 ノニ付キテハ昭和十六年ノ事實ヲ輯録利用ノ便ニ供セントシタル  
 モ改正規則ニ依ル調査ノ根據方法、範圍等從來ト夫々異ルモノアル  
 ニ加ヘ改正後日尚淡キヲ以テ利用ニ當リテハ夫等ノ莫ニ注意ヲ要  
 ス。

三 本規則ニ依ル調査ノ方法ハ市町村長ニ於テ當該市町村ニ居住スル  
 農林水産業者ニ付キ所定事項ヲ申告セシメ之ヲ集計シ縣ニ報告セ  
 シメタルモノニシテ林業關係ノ一部ヲ除ク以外ハ凡テ屬人統計ナ  
 リ。

從テ昭和十五年以前ノ統計(屬地統計)ト比較對照ノ場合ニ於テハ此  
 莫注意ヲ要ス。

尚申告者タル農業者、林業者、水産業者、意義及範圍次ノ如シ

1. 農業者トハ農家及準農家ヲ指シ其ノ概念ヲ規則テハ次ノ如ク  
 定メラル農家トハ世帯員中農業ヲ營ムモノノ世帯ヲ謂ヒ準農  
 家トハ組合會社、學校、試驗場等ニシテ農業ヲ營ムモノヲ謂フ。  
 農業ヲ營ムトハ土地ヲ耕作スルト否トヲ問ハズ耕種、養蚕、養畜  
 (養禽、養蜂ヲ含ム)ノ一又ハニ以上ヲ業トスルコトヲ謂フ。

2. 林業者トハ (イ) 森林自營世帯 (ロ) 私有森林管理者  
 (ハ) 製炭業經營者 (ニ) 林業被傭勞働世帯

ヲ總括シタルモノナリ

3. 水産業者トハ (イ) 水産業經營者、(ロ) 水産業被傭勞働世帯

ヲ總括シタルモノナリ。

四 本輯中事實ナキモノニ付テハ「—」ヲ事實不詳ナルモノ又ハ調査ヲ  
 缺クモノニ付テハ「---」ヲ數カ單位ニ滿タサルモノニ付テハ「0」ヲ  
 附ス。

附 記

本輯ノ郡市別ニ止メタルモ尚詳細必要ナル場合ハ當課ニ照會セラ  
 レタシ。